

「大名評判記」における仏教関連記述

大橋 佑季子

はじめに

本稿では、『武家諫忍記』^①とそれに続く「大名評判記」である『武家勸懲記』^②において仏教関連記述のある大名の愚評に注目していく。具体的には『武家諫忍記』（対馬本・聖藩本、養賢堂本、池田家本）ならびに『武家勸懲記』（盛岡本）を検討対象とする。また愚評の分析に不可欠である、本文のうち大名の人柄・行跡を記した部分を大名性格の項と呼び、そこにおける大名の仏教にたいする態度などの記述にも留意していきたい。

なお『武家勸懲記』諸本のなかで、別系統とされている盛岡本を使用することについて、あらかじめことわっておきたい。『武家勸懲記』刈谷本と照合した結果、管見の限り、引用部分に関してはすべて同様の記述がなされており、目立った相違は確認できなかった。よって本稿の趣旨においては、盛岡本の使用は差し支えないと考えている。

以下、筆者が仏教関連記述に注目する契機となった池田光政における愚評の検討を行う。加えて「大名評判記」の仏教関連記述全体の概要とその内容についてみていくことにする。

1. 池田光政における愚評の検討

三班では当初、任意の一大名家から『武家諫忍記』諸本の関係性を調べた。その際、筆者は岡山藩池田家の池田光政を分析対象として諸本の本文・愚評の比較を行った。

その結果、光政部分の記述に限っていえば『武家諫忍記』は対馬本／聖藩本／養賢堂本・村上文庫本・興讓館本A・興讓館本B・狩野文庫本／池田家本の四系統に特色が分かれた。そこで養賢堂本の系統は養賢堂本に代表させ、対馬本、聖藩本、養賢堂本、池田家本の名性格の項・愚評（表②・1）に関して重ねて検討した。

1. 池田光政における愚評の分析

まず大名性格の項では、光政が「異端曲節トシテ佛僧ヲ嫌、古跡之寺堂ヲ退輔シ、古佛名作等悉ク破却」したため「名僧國ヲ去ル」（池田家本）という事態が起こったことを説明している。池田家本と養賢堂本はほぼ同内容であるが、対馬本では「異端曲節トシテ」という表現がないことや、名僧だけでなく「國中ノ僧徒ヲ悉ク去ル」としている点が注目される。一方、「寺堂」や「退輔ス」などの特徴的な表記が対馬本と池田家本では共通している。全くの別文となつている聖藩本では、光政が「神道ヲ学」び、さらに「近年道徳ヲヒタスラ学シテ佛僧ヲ曾不用」とある。文末の「佛僧ヲ国ヲ誠ム」の解釈は困難であるが、表現は異なるものの、聖藩本でも他本同様に光政が廃仏毀釈の思想をもち、それを実行していることを示唆している。

それを受けて愚評は、「佛僧ヲイタマシムル衷、今世ニ應スルヲ以テ行ヲ名將ト云ヘシ、和朝ニ佛法繁昌ハ欽明天皇ノ太子聖徳ヨリシテ今ニ至テ國、ニ盛也、忝モ王帝公家ニ至テモ此道ヲ本トシテ專信仰アレハ、畢竟世ヲ治メ、國ヲ治ル謀ニモナラン、主トシテ佛教ヲアナカチニ去リステンモ、却テ不忠ト成ヘシ歟、思慮可有吏ニヤ」（対馬本）と、聖徳太子にまでさかのぼる仏教信仰の国家的な歴史と仏教治国論に言及しながら、光政の排仏政策を「却而不忠ト成ヘシ」と非難する。

対馬本に欠如しているのが「實ニ佛教ハ先祖□家ヲ捨ルヲ以大非ト聖賢之教也、是ヲ毀リ絶スモ理有」（池田家本）あるいは「最モ佛教ハ先祖ヲタテ家ヲ捨ルヲ以テ聖賢ノ教也、是ヲソシリタヤスモ理有」（養賢堂本）という、いずれも排仏政策に一定の理解を示している部分である。しかしここではまず、前半の一文が正反対の意味になっていることに注目しておきたい。池田家本では「家ヲ捨ルヲ以テ大非ト聖賢之教也」とあるが、養賢堂本には「家ヲ捨ルヲ以テ聖賢之教也」となっているのである。「聖賢之教」を儒教道徳ととらえれば、「家を捨てる」出家は仏教では重要だが、儒教では不孝となる。よって池田家本のほうが正確だと思われるが、他の解釈をすることも可能であり、興味深い相違といえる。それに関連して養賢堂本の愚評の終わりには、「二ツノ差別不及評義」という一文がある。この「差別」は前後の文脈からみれば善行／悪行の区別とするのが妥当であるが、穿った見方をすれば、仏教／儒教の区別とも考えられるのではないだろうか。

2. 排仏思想にたいする批判

さて先に指摘した「是ヲ毀リ絶ヤスモ理有」の「是」とは、仏教の特定宗派、すなわち光政が徹底して弾圧した法華宗不受不施派を指すのではないかと思われる。寛文六年（一六六六）から翌年にかけて、いずれも儒教思想を強くもった大名である岡山藩

主池田光政、会津藩主保科正之、水戸藩主徳川光圀(当時は光圀)らが領内寺院の破却、僧侶還俗・帰農の政策を実施した。³⁾ 寺院整理には藩の経済的要請と寺請制度における寺院勢力の伸長・墮落を抑制する意図があったが、光政はそれに加えて岡山藩領内を一大大根拠地とする不受不施派の弾圧も意図していたのである。⁴⁾

少し話がそれるが、『武家諫忍記』諸本の多くには(今回検討している四本にはすべし)主将、臣下、民衆がそれぞれ嗜むべきことを説いた「教法之巻」が存在する。それらのうち「臣下嗜之事」には「神佛ヲ疎畧ニスヘカラサル事」という神仏観に関するくだりがある。諸本とも同様の内容であるので、ここでは対馬本の記載を任意に引用した。

一、神佛ヲ疎畧ニスヘカラサル事、凡上一人ヨリ下万民ニ至ルマテ、神佛之正理ヲ信シテ尊敬イタスヘシ、タトヘハカ尊ハサル神佛タレハトテ、ヲロンカニセハ、其罰ノカルヘカラス、案曰神者人依敬増威、人者神依テ徳添運、神ト云佛、仏又神和光分身ナリ、武トシテ神道佛道之叟ヲシラサルハ大愚ノ人ト古将モ禁ニ置レタリ、サレトモ佛神ノ法ニヨツテ不用有、如此次第ヨク考テ知ヘシ、若邪法ヲ以テ是ヲ尊マハ、實佛心之正理ニソムキ、國家敗亡之基也、不忠不義之人ト云ヘシ、只常ニ因果之ニ法ヲ觀シテ必忘ル叟アルヘサラス

「神佛ヲ疎畧ニ」してはならないとして「上一人ヨリ下万民ニ至ルマテ、神佛之正理」を信じて尊敬するようにと説き、たとえ信仰していない神仏でも疎かにすればその罰は重いとする。これはある意味で神道・仏教の表面的信仰を勧めるものとも受けとれる。また、神と人との相乗作用や神仏習合の考え方を明らかにしたうえで、武士として神仏の道を知らないのは「大愚ノ人」であると「古将」も「禁ニ置」いていたと述べる。ただし今注目したいのは「佛神ノ法」でも「邪法」を尊ぶならば、「實佛心之正理ニソムキ、國家敗亡之基」であり「不忠不義之人」といえるのだと説く箇所である。つまり、ここでの「邪法」は不受不施派をはじめとする禁制仏教を指していると考えられよう。

したがって、おそらく「教法之巻」で表明された思想をもって評者は光政の仕置を「理有」と判断し、その立場は池田家本、養賢堂本の編者(書写者)において踏襲されたと考えられる。また池田家が所蔵していた池田家本においては、自家の当主である光政の良将ぶりが他本に比べて詳細に記述されており、これは光政を擁護しようとする池田家本の編者の意図のあらわれと読むこともできる。ただし、池田家本のみに存する「今吉利支丹之宗門ヲ改メラル、ニヒトシカルヘキ哉」という文は適切に解釈

できないが、批判のようにも受け取れる。少なくとも、池田家本の編者が他本の編者よりも事情に通じていたことを示唆しているのではないだろうか。

他方、別文である聖藩本は国王の行いの良し悪しが「天下ノ政事」に影響するという政治論を展開しつつ、「佛僧ヲ悪シテ國ヲサラシム」ことは「禍」であり、「佛今光政一人禁スル事」は「大ヒ成非」であって「天下ノ政事ニ佛僧ヲ誅ムトモ是ヲイタマシムヘキニ何ソノ有来所ノ佛僧ヲイマシムル事、国王ノ無慈悲却テ嘲ノモトヒ可成」と再三にわたって光政を厳しく非難している。

このように、諸本の記述の内容は寛文六年(一六六六)に行われた光政による寺院整理政策を念頭においたものである可能性が高い。『武家諫忍記』の成立年代は万治二年(一六五九)前後とされているため、成立後に光政部分を書き直したと考えられなくもない。しかし、講義において巻ごとに大名データの年代が異なっていることも明らかにしているため、一概にそうとはいえないであろう。

そこで光政と同じく寺院整理政策を実施した会津藩主保科正之と水戸藩主徳川光圀についても検討し、彼らの政策のことが『武家諫忍記』・『武家勸懲記』の記述に反映されているか確認してみることとする。ちなみに光政については、子の綱政に代替わりした『武家勸懲記』では、光政の全面的な賞賛がなされるのみで、排仏政策に関する記述はなくなる。

ところが、保科正之に関しては『武家諫忍記』諸本にも一切関連記述はない。正之から正経に代替わりした『武家勸懲記』でも「正之卿薨去ノ後若松城辺ニ於テ神靈ニ封シ羽根土大明神ト勅諭シタマフト云」と記され、神儒一致の思想の強かった正之が死後、神霊として祀られたことを触れるのみである。これは、正之の寺院整理政策が比較的小規模であったこととも関係しているよう。

光政と同様に寺院を大量に破却した光圀については『武家諫忍記』聖藩本にのみ記述があらわれる(表②・③)。ここでは大名性格の項で「佛者ヲ大ヒニ誠リ」と紹介されるものの、愚評では「佛者ノ事ハ後ニ記シ置タリ、考ヘ見給ヘ」と読者に「後ニ記シ置」いた箇所を参照するようにいう。実際、聖藩本では後に登場する大名の愚評において具体的に「佛者ノ事」が述べられることになる。これは、幕府の中枢に近い地位にある光圀の仕置についてここで直接批評することがはばかられたためと思われるが、この論理は二代将軍秀忠の子である正之に関してもあてはまるといえるだろう。以上の考察から、ともかくも光政にたいしては「佛僧ヲイタマシムル叟」について否定的な評価が下されていたことがわかった。

ではいったい『武家諫忍記』や『武家勸懲記』における仏教観とはいかなるものなのであるか。その問いを解き明かす第一歩として、以下、諸本の大名性格の項やそ

れに続く愚評における仏教関連記述の内容を取り上げていきたい。

二 『武家諫忍記』・『武家勸懲記』の仏教関連記述

1. 仏教関連記述の概括

まずは、諸本における仏教関連記述のある大名の記載数・記載の有無・記述内容の概要を把握しておきたい(表①)。

管見の限り、対象の五つの諸本における仏教関連記述のある大名の総数は、二二である。ただし(20)から(22)に関しては大名自身に直接関係しないが、仏教観が発現された記述が認められたため、検討対象に入れた。そのうち最も仏教関連記述が少ないのが対馬本の一二で、該当する大名自体の記載がない場合が七と多いことが理由だとわかる。また、最も記載数が多いのが一八の養賢堂本である。

各大名の愚評における記載の有無は、『武家諫忍記』四本には記載があるが盛岡本にはないものが六つ、諸本すべてに記載があるのが四つ、盛岡本のみ記載があるのと、対馬本のみ記載がないのがそれぞれ三つなどとなっている。

さらに記述内容をみてみると、大名の性格としては、排仏思想をもつとされる大名が四名なのをたいし、信仰実態は多様であるものの仏教を好むという大名が一五名と圧倒的に多い。一方、愚評では仏教観の表明がみられる箇所が十箇所あり、うち四箇所では仏教と儒教とを比較する形で論理展開されている。

2. 仏教関連記述の内容

(1) 排仏思想をもつ大名の愚評

「近年仏僧ヲ誠」めるとされる本多越前守藤原利長(表②・3)について、聖藩本・養賢堂本・盛岡本の愚評はそれぞれ非難しているが、盛岡本は利長が「儒教ニマカセ」「異端之道トテ」「仏法ヲ破スル気味」がある永井信濃守大江尚長(表②・4)について「偏氣」という語で表現する。これは盛岡本における特徴的な表現である。一方で「異端之道」という表現からは、池田光政(表②・1)の排仏政策を養賢堂本・池田家本の愚評が「異端曲節」としていたことが思いだされる。

光政の対馬本・養賢堂本・池田家本の愚評ではまた、「欽明天皇之太子聖徳」にまでさかのぼる仏教信仰の歴史と仏教治国論に言及しながら、光政の排仏政策を非難する。盛岡本の尚長の愚評でも仏教信仰を是とする根拠として「仏法ハ欽明天皇御宇ヨリ以来世々相傳ハリ、上一人ヨリ下万人ニイタリ専ラ釈門ニ皈依」してきたことが挙げられている。また、尚長の愚評では昔の「明主良将」が仏道を用いて「国家ヲ治メラレ

シ例多」いということもとりあげている。たとえば、本多飛騨守藤原玄昭(玄照・重照)(表②・15)の聖藩本・養賢堂本・池田家本の愚評では「名将」とされる「多田満仲」が「一日ノ内ニ一萬返ノ念仏ヲ唱誦シ」たことが紹介されている。

(2) 治政のための学問としての仏教・神道・儒教

池田光政(表②・1) 対馬本・養賢堂本・池田家本の愚評は、仏教が「世ヲ治メ、國ヲ治ル謀ニモ」なることを説いていたが、聖藩本によると、光政は「神道ヲ学」んでいた。

稲葉美濃守越智正則(表②・19) もまた神道を学び、さらに盛岡本によると「隠元ノ禅法ニ帰依」してもいる。愚評ではまず評者の神道観が述べられる。ここでは、先に挙げた「教法之巻」における「神者人依敬増威、人者神依テ徳添運」と全く同様の記述がある。盛岡本は正則が神道に加えて「禪法ヲ好マル、専足又且シ」とし「政道ヲ執行フ器ニアツテハ諸道ヲ兼学セスンハ不足ナルコトアリナシ、況ヤ心性ニ通徹セハ猶ヒテ可ナリ」と説いている。つまり、神道も禅学も政道を執り行うための学問として認識されているといえよう。

ただし神社や寺院を支配する者は、神仏に対する尊重も忘れてはならない。「寺社奉行」に補任された井上河内守源正利(表②・21)は「佛僧等頭ヲアケ」ないほどの権威をもっているが、盛岡本に記載がある小笠原山城守源長頼(表②・22)も寺社奉行として「聊カ非法之裁許」がない仕事ぶりだという。愚評は、寺社奉行を司る者としての仏神に対する態度の心得を説く。すなわち「俗家トハ違ヒ如何ナルホコラノ神人、或貧寺ノ住僧タリテ心智ハカリ知難」いので「ミタリニ侵シ侮リ最眞偏頗ノサワキラハ心意ニ忿リ理屈ニ勝テ荒口過言ヲナストキンハ奉行ノ権威軽」くなってしまう。また「佛神ヲ蔑如スルニモアタリ不忠敬之汚名ヲ呼」ばれるであろう。したがって、いかなる大罪であっても「穏和ヲ以テ裁許」し、刑罰についても「程ヨキ差別ヲワキマ」えなければならぬという。

他方、丹羽左京太夫藤原光重(表②・5)の聖藩本の愚評では「正ニ順スル時」仏教を用いれば「謀計ノ徳」ともなるのであり、仏教は用いる状況によって「善悪ト可分者」なのであると説く。つまり大名は仏教信仰に専念してはならず、治政とのバランス感覚が重要であると主張されている。大名に必要とされているのは「眞實ノ道理ヲ明メ、心ヲ正シ、身ヲ治メ、国家安泰ナルヤウニ政道アルヘシ」(盛岡本永井尚長愚評(表②・4))ということなのである。

たとえば、文武を学ばず「仏道ニ入テ僧侶ヲ寵愛」する本多飛騨守藤原玄昭(玄照・重照)(表②・15)にたいし、諸本の愚評は「不覚ナリ」(聖藩本・養賢堂本・池

田家本)、「是トスヘカラス」(盛岡)と批判する。大田備中守源資宗(表②・10)にたいしても対馬本・養賢堂本・池田家本の愚評は「文道ヲ不学シテ武勇佛道ヲ好ム専善ト云計ニアラス」とする。一方、聖藩本の愚評は「近法華ノ門葉タリ、甚法ヲ尊信心キモノメイチ明クレヌト、後世ノタメニハ命ヲモナケスントノ事、故ニ行ニ少シモ不義ナク、アマツサヘ慈悲ニシテ民家トモニ有憐者ナリ」と資宗を評価している。また堀美作守菅原親昌(表②・12)の養賢堂本・池田家本の愚評では、「佛法ノ深理」を極め「能佛意ヲ會得セスンハ一生ノ勤行ハ徒事」となってしまう。したがって「民之勞ヲ不顧、正意之遠思慮ヲハカランヨリハ下民之安全ヲ可求、民之勞ヲ不知ハ佛法ヲ覺トモ却テ邪ノトナルヘシ」と主張している。

(3) 信仰態度に対する批評

愚評は大名の信仰態度に関しても鋭く批判する。

「禅法ヲ好トイヘテ自ら書讀スルニ非ス、唯僧ヲ集テ道理ヲ聞、又カナカキノ法語ヲ見テ悟リヲヒラカント念スルハカリ」だという加藤出羽守藤原泰真(表②・6)の信仰姿勢を「唯我マン偏執ノ悪心邪曲佞ヲサシハサンテ如何有為之樂ヲ求ル吏ヲ願ヘキヨリ外ニアラシ」と切り捨て「全ク泰貞之行全佛心ニ通スヘキヤ」とされる。松平但馬守源直富(表②・8)も「浄土門ニ入」ったが「其行跡中々佛者」ではないという。愚評では評するに及ばないとされ、対馬本・養賢堂本・池田家本が「天命危シ」「心有ラハ思慮スヘシ」とする。また聖藩本の愚評は「佛土ヲ信シテ後ノタメヲ願ノ道ヲ何ト聞得ルソヤ、心信實ニシ淨情成ヲ以佛心トハ云ナリ」として本来あるべき仏への信心を踏みにじるような直富の信仰態度を非難している。

大田備中守源資宗(表②・10)の愚評でも仏教信仰における姿勢が説かれる。「私欲ヲ去リ國民ノ富シコトヲ願テ全我慢邪智ヲ戒ル」ことは「佛心」である。しかし「菩提之道」を求めているにもかかわらず「有為ノ樂ヲステス、只名利ニカ、ハツテ理ニ闇(クラ)」ければ「佛者ト云カタ」い。「後世ヲ念スル人ハ行住座臥ニシテ一心ヲ以テ佛生ト成ナレハ外ヘモレサルヤウニタシナミ可有」なのである。

大名のなかには専ら信仰に従事してしまうものもある。青木甲斐守丹治重兼(表②・16)は「家室一向寺院二等シト云リ」(養賢堂本)という状態だという。盛岡本では代替わりするが、子の重正の愚評のなかで重兼について「今隠室ヲ隨證寺之内ニシツラヒ、朝夕法味ヲ奏学スル外余儀ナシ」(盛岡本)とさらにエスカレートした信仰の様子を紹介されている。また、毛利日向守大江就隆(表②・18)は「殊外物忌ヲナシ朝暮祈禱念願ノミ他更ナキ躰」であった。愚評は就隆が「平常ノ行吏」に仏神を用いるのは「老後ニ及フマテ長子ナク、適出生ストイヘトモホトナク早世ノ議ヲ他ニ歎

キ、且ハ女中ノス、メニヨツテ一向神異ノ加護ヲタノマル、」ことからきているのだと推測する。これは「古往良將勇士」が「仏神ヲ崇敬」したのとは異なる信仰の姿勢といえよう。

(4) 仏教と儒教の「差別」

治政を重視する評者の考えは丹羽左京大夫藤原光重(表②・5)の諸本の愚評でも「禅学ヲ専ラトスル事」は「善トハ云難」いと苦言を呈し、「一向ノ佛心ニカタクミテハ國家ノ法度モ不立、法ヲ不用時ハ其國乱」としているところにあらわれている。また盛岡本の愚評では「以心傳心ノ法要ヲ味ヒ、其度量ヲ以テ自己ヲイマシメ、且家民ヲ遵カル、」程度に禅学を好むのであれば「心意イサキヨ」いが、「国郡ノ主将タル器ニ当テハ先祖ノ統道ヲ継テ身ヲ主家ヲ起シ、家民ヲ保護シ、君ニ忠節ヲ尽シ、功名ヲ達シ譽ヲ揚ルヲ以テ武門ノ本意トスル所」であると評する。さらに諸本の愚評に共通して「積門ニ入テ受タモツ要文」である「流轉三界中、恩愛不能断、棄恩人無為、眞實報恩者ト云リ」という一文が引用されている。これにたいし諸本は、悟りを開くために恩愛を断つことは「先祖ヲタチ、身ヲ亡ス基也」(対馬本・聖藩本・養賢堂本・池田家本)、「國家ヲ治ルタヨリトナリカタシ」(聖藩本)、「先祖ヲタテ嗣孫ヲ絶スルノ悟リタリ、是□門隱遁ノ法ニシテ俗ニハ不似合」(盛岡本)と受け取るのである。この記述は、池田光政における愚評と密接に関わってくるものと思われる。

池田光政(表②・1)の聖藩本愚評では、光政が「近年道徳ヲヒタスラ学シテ佛僧ヲ曾不用」と述べられているが、ここでの道徳とは、儒教のことを指すと思われる。また池田家本愚評における「實ニ佛教ハ先祖ヲ□家ヲ捨ルヲ以大非ト聖賢之教也、是ヲ毀リ絶スモ理有」という文は、排仏政策に一定の理解を示している部分として注目される。これは「聖賢之教」すなわち儒教からすれば、出家によって「家を捨てる」仏教は不孝となるという論理である。

ここにおいてまず、盛岡本愚評には儒仏とも尊重せよという重要な記述がみられる。『武家諫忍記』諸本では、加藤出羽守藤原泰真(表②・6)は「行跡ニ佞忿有」人物であり、「息美作守是ヲイサムルトイヘテカツテ不用」ため「父子不和ノ躰」であると紹介されているが、この泰真とその子美作守泰直との不和の原因が盛岡本における孫泰貞の記述によって明らかになっている。すなわち「祖父泰真ハ禅法ヲ好ミ僧侶ヲ愛シ、其要文ヲ信得シテ心身ヲ正フセント欲」したが、「父泰直ハ儒学ヲ志シ、道理ヲ以テ一己ヲ責メ、教ヲ家民ニ施シ専ラ旨ト」した。そこで「父子内外ノ違ヒ有テ其論時々」となったのだという。これに対し、盛岡本は「畢竟何レノ道モ兼ヘキニアラス」として儒教、仏教とも棄てるべき道でないと主張するのである。ちなみに盛岡本の永

井尚長(表②・4)の愚評では、仏教を信奉した曾祖父尚勝(直勝)・祖父尚政(信齋)に触れ、祖先に反して仏教を疎んずることは「先祖ヲ誹ルニモアタ」るから「仏法ヲ破」するのは「用捨」すべきだと述べられている。

また「佛道ヲ信仰」する松平備前守源隆綱(表②・13)にたいし、盛岡本の愚評は「仏道ヲ仰セラル、吏可也、何ノ道モ一心ヨリ生シテ万吏ニワタル、然レハ心身ヲ懲シ、善行ニ勸テ道理ニ適スルトキンハ万法一致シテ更ニ差別アルヘカラス」と述べる。これは仏教観が端的に現れた部分といえよう。さらに池田光政の養賢堂本愚評(表②・1)における「二ツノ差別」の解釈の問題にも通じているのではないだろうか。

さらに愚評の儒仏観を検討していこう。

水野監物源忠喜(表②・7)では盛岡本愚評が「仏法儒道トモニ真実ノ道理ニ至ルトキンハ悪行有ヘキ吏ニアラス」として儒仏を共通の論理で考えているだけでなく、対馬本、養賢堂本の愚評も、忠喜は「禪法ヲ好、僧侶ヲ愛ス故ニ」「毛頭世間ヲカサル事ナシ、人中ニテモ我心ニマカセテ過言有テ無礼」だというのが、「禪法ヲ好、僧ヲ愛スル吏善悪云カタシ、佛儒共ニ心實ノ道理ニ依テ善ニモ悪ニモ成モノ」なのだとしている。また忠喜が無礼なのは「佛法之唯心」からきているのだという。というのは、文は儒教の「五常」に過ぎず、武は「天地將法之五吏」を旨とし、仏教も「五戒」によって身を律し、「善行」を行うように教化する「方便」が多いからである。「動モスレハ人ヲ殺害」するといふ一見仏道に反するような忠喜の行動も「殺生セヨ、殺生セスンハ地獄ニ墮ル事矢ノ如シト云ル」方便を勘違いしたためであろうとする。

このように、盛岡本だけでなく『武家諫忍記』諸本も同様の仏教観、宗教観をもっている。それが如夫に出ている箇所が土屋民部少輔利直(表②・11)の愚評である。「人ハ根本一鉢ニシテ差別」がなく、「一心ニシテ他念」がないため「心之ウツル所ニ其謂行」がある。つまり「謂行ヲ常ニタシナマントスルハ又一心」である。そして「善ニ近キトキハ善ニナル、悪ニ近キトキハ悪ト成ヘシ」という道理が成り立つ。(ただし聖藩本・池田家本では「善ニ近キ時ハ悪ト成ヘシ」となっている)。「明帝」はもともと儒教を学んでいたが、その後仏教を信仰し「實ノ道ニ入」ったことで「天下悉ク治テ萬民マテ安全」となった。儒教では「天下治トイヘトモ實之道ニアラス、終ニ國亡」びただろうという。つまり「何ノ道モ一心ヨリ生テ万理ニ通ル」のであり、「其行誠ヲ以不義ナラスシテ道正クンハ儒佛ニ同」じことなのである。さらに「道正ケレハ善ハ儒佛ノ二ツヨリ出ル、右ノ二ツヨリ出ル善ナレハ悪ヲナス者ヲ見テ善ト成モノナルヘシ、善ヨリ善ニ至ルニ然リ、道理一ツニシテ善行ナルヲ云也」と論じられている。仏教でも儒教でも道理は一つであり、それらを「一心」によって信仰し「善行」をなすことを「善」というのである。

愚評はこうした儒仏にたいする抽象的見解にとどまらず、現実の儒仏関係にも言及している。本多飛騨守藤原玄昭(玄照・重照)(表②・15)の諸本の愚評では、記載のない対馬本を除くすべての本において、儒者と仏者にたいする同様の意見が述べられている。まず「儒道者ハ仏道ヲ誹リ、又仏道ヨリハ儒道ヲ嘲争事今ニタヘ」ないという状況をとりあげる。儒者は「沙門ハ家ヲ去、孝徳ニ背キ子孫ヲ絶シテ世界ノ遊民ト成」「費ノ人ナレハ」儒教道徳の「五常ヲ背クヲ以テ非」であると批判する。一方、仏者も「儒ハ世ノ邪正ナリ、現世安楽ヲ求、後世ノ喻(サトリ)ヲシラス、迷ヨリ迷ヒニ至」ものであると反論する。評者はこうした現状を「ナンソ儒仏共ニ善行トシテ人ヲ救ハ是善ナリ、悪行ヲ以テ人ヲトル悪心也」と嘆く。(ただしこの部分でも、聖藩本・池田家本では「ナンソ儒佛共ニ善行トシテ人ヲ救ハ是悪心也」と正反対の文になっている)。「儒者も仏者も互いの道に入らないのでその「正道」を知らないから争うのである。「實ノ理」を知れば争うことはなくなるはずであると説いている。このように愚評が論じているということは、これを書いた評者は儒教と仏教の両方の奥義を極めていた人物といえるのではないだろうか。

3. 仏教関連記述にみる愚評の仏教観の一端

以上の考察から、愚評の仏教観をわずかながら知ることができた。まず①排仏思想のことを養賢堂本・池田家本・盛岡本の愚評では「異端」と表現して非難している。また、②神道・仏教・儒教はみな、治政を行う姿勢を養う学問・思想として一様に認識・尊重されている。さらに、③いずれの道も「一心」から生じるものであり、それに基づく行いが正しければ、信じるものが仏教でも儒教でも同じことである。「道理」は一つなのであり、信仰によって「眞實ノ道理」に達し「善行」をなすことが求められているということである。

おわりに―残された課題

仏教関連記述を比較分析することで、「大名評判記」の仏教観を明らかにすることが筆者の最終目標であったが、力不足のためにそこまで達することはできず、全くまとまりのない論考となってしまった。

また、対馬本の成立事情をさぐるという三班の共通テーマをふまえて、対馬本の愚評が諸本の愚評とどのような関係性を持ち、どのような「特異性」があるのか検討し、対馬本編者の具体的な意図の発現を見出し、いくことができなかった。ただし、仏教関連記述において対馬本編者の意図による記述の省略・要約と受け取れる箇所が存在したことは指摘しておく。

総論で指摘されているように、愚評の記述には「大名評判記」の著者の主張、そして諸本の編者（書写者）の意図が多分に盛り込まれていると思われる。したがって今後、諸本における仏教関連記述のある愚評・大名性格の項のさらなる検討をすることによって「大名評判記」の仏教観を明らかにできると考えている。

【注】

(1) 『武家諫忍記』

- ・(対馬本) 対馬歴史資料館所蔵
 - ・(聖藩本) 加賀市立図書館聖藩文庫所蔵
 - ・(池田家本) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵
 - ・(養賢堂本) 宮城県図書館養賢堂文庫所蔵
 - ・(狩野文庫本) 東北大学附属図書館狩野文庫所蔵
 - ・(興讓館本A) 米沢市立図書館興讓館所蔵
 - ・(興讓館本B) 米沢市立図書館興讓館所蔵
 - ・(村上文庫本) 刈谷市立図書館村上文庫所蔵
 - ・(武家勸懲記)
 - ・(盛岡本) 盛岡市中央公民館所蔵
 - ・(刈谷本) 刈谷市立図書館村上文庫所蔵
- (3) 『国史大辞典』 吉川弘文館、一九七九・一九九七年
- (4) 丰室文雄『日本仏教史 近世』 吉川弘文館、一九八七年

表①大名性格の項・愚評における仏教観記述の有無、および大名の性格と愚評の内容

	対馬本	聖藩本	養賢堂本	池田家本	盛岡本	大名の性格／愚評の内容
〈1〉松平新太郎源光政	◎	◎	◎	◎	—	仏僧・仏法を嫌う／非難、仏教観
〈2〉同姓宰相源光国	×	○	×	×	×	仏者を誂める／×
〈3〉本多越前守藤原利長	×	◎	◎	×	◎	仏僧を誂める／非難
〈4〉永井信濃守大江尚長	—	—	—	—	◎	仏法を破する／批評、仏教観
〈5〉丹羽左京大夫藤原光重	◎	◎	◎	◎	◎	禅学を専らとする、智僧を敬う／批評、仏教観
〈6〉加藤出羽守藤原泰貞・加藤越前守藤原泰貞	◎	◎	◎	◎	●	禅法を好む／批評、儒仏観
〈7〉水野監物源忠喜	◎	×	◎	×	◎	禅法を好む、僧侶譏諷／批評、儒仏観
〈8〉松平但馬守源直重	○	◎	○	○	○	浄土門に入る、仏者でない／仏教観
〈9〉岡部内膳正藤原直勝	◎	◎	◎	◎	—	禅法を専ら好む／批評
〈10〉大田備中守源資宗	◎	◎	◎	◎	—	仏道信仰、仏経を学ぶ／批評、仏教観
〈11〉土屋民部少輔利直	◎	◎	◎	◎	—	仏僧を敬う／批評、儒仏観
〈12〉堀美作守菅原親昌	◎	○	◎	◎	—	禅法を好む・尊ぶ／批評、仏教観
〈13〉松平備前守源隆綱	○	○	○	○	◎	仏道信仰／批評
〈14〉松平右京大夫(講成守)源頼重	○	○	◎	◎	—	仏神・僧侶を敬う／批評
〈15〉本多飛騨守藤原玄昭(玄照・重照)	—	◎	◎	◎	◎	仏道に入る・好む、僧侶譏諷／批評、儒仏観
〈16〉青木甲斐守丹治重兼・青木甲斐守丹治重正	—	○	○	○	○	禅宗尊敬、仏法禅学好む、陽元の禅法に附依／—
〈17〉山口但馬守(修理亮)多々良弘隆	×	×	○	×	○	禅法を学ぶ、僧侶を尊仰する／—
〈18〉毛利日向守大江就隆	—	—	—	—	◎	物忌・祈念をする／批評
〈19〉稲葉美濃守惣督正則	—	◎	◎	◎	◎	神道を学ぶ、陽元の禅法に附依／批評・神道観
〈20〉内藤帯刀藤原忠興	●	×	●	●	—	×／出家沙門を遊民として軽蔑
〈21〉井上河内守源正利	—	○	○	○	—	寺社奉行、仏僧ごしする権威／×
〈22〉小笠原山城守源長頼	—	—	—	—	◎	寺社奉行、非法の裁量かきよ／神仏観

※ ◎大名性格の項・愚評ともに仏教観記述あり、○大名性格の項に仏教観記述あり、●愚評に仏教観記述あり、×仏教観記述なし、—記載なし
 ※各大名の前の番号は任意につかきものであり、とくに意味ない。ただし、表②において各大名につかき番号と共通している。

表②仏教関連記述比較表

対馬本	聖澤本	善智學本	池田家本	徳岡本
<p>1 巻第三 【大名性格の項】 光政基文武二學、仁政ヲ家民ニホトコ ホトコシ襟ニ有テ禮ヲ正ス、諸事俊約ヲ 嫌、古跡ノ寺堂ヲ退轉ス、古佛名作等悉ク 破却ス、故國中ノ僧徒ヲ悉ク去ル</p> <p>【愚評】 愚評二曰、文武ヲ學ヒ、仁政ヲ行、民ヲ 憐、禮ヲ正ス、凡學ヲナス者ハ必善行ニシ テ、非善無キ要最也、此將世ニカクレナキ 士也、誠ニ少モ不違行跡、善行多ク聞ク、 然ルニ佛僧ヲイタラシムル也、今世二歴 ルヲ以テ行ヲ名得ト云ヘシ、和朝二佛法繁 昌ハ欽明天皇ノ太子聖德ヨリテ今ニ至テ 國ハ二盛也、奈モ帝王公家ニ至テモ此道ヲ 本トシテ專信仰アレハ、畢竟世ヲ治メ、國ヲ 治ルニモナラズ、且トシテ佛僧ヲイナカチ 去リテテモ、却テ不忠ト成ヘシ与久思 慮可有更ニヤ</p>	<p>【大名性格の項】 光政基文武両道共ニ專トス、或神道ヲ學、或 詩歌ヲ詠ス、仕置ヨシ、民ヲ憐テ一子ノコト シ、諸事多ク退轉ヲ用ル、近年道徳ヲ クシテ又學シテ佛僧ヲ曾不用カレカ故ニ佛僧ヲ 國ヲ誠ム</p> <p>【愚評】 評曰、凡文武両道ヲ學ハ是國都ノ主將トシ テハ是非可有、今光政ハ道徳ヲヨク學テ、 テハ八國民匹夫ノヤカクハトヘトモ其道ヲ學ル ハ扶持ヲ憐テ加ヘテ近士トモ成シテシテ ハ、國家ニ文學ヲ專トナス事甚サレハ、主將 ハ己學則家民學ト云也、上ノ好シヌルヲ下 コノム、然ハ上ニ居テ愚ナスハキソハ下 以テカクノコトシ、是以同クテ人ハヨリサト 善行ヲナシタラハ、最モヨクシキカチヤ、サ レトモ猶有、如何佛僧ヲ惡シテ國ヲサラシム ヤ、古ヘヨリノ法ヲ立ル口有、天地人ノ三ノ 別ヲナス人ノ何ノタラケナリトモ其國ニシテ ン事ヲハキキ、外トモ益ナカラシム、身ヲ ンソノモノヲ憐、匹夫ノヤカラナリトモ徳正 近ルハ然ナリ、而佛今光政一人兼スル事大 ニ成非ナリ、一國ニ法ヲ立ルハ國ヲハベコル、 國ノ法ハ天下ニヨホス、天下ノ政ハ國都ニ ミシル、テソノ一國ノ法ヲ立ルハ天下ノ政事ヲ スクニナスヲ公ノ政ト云ナリ、私ノ政ハ善ナ ル則ハ天下ノ政ノタスケンモ可成、益アラ シテサル法以テ國ノ政トシタラウ智者ノ愚者カ、 却テ天下ノ政ヲアサムコト似リ、仁心ノ徳トハ 云カクシ、實徳ト云ハ、外トモ天下ノ政事ニ非 アラズニ是ヲナケキカチナシムヘシ、然則ハ我 國郡ノ政事ハ以テ情憐、家民ノナツヘシ、然 テ天下ノ政事ニ佛僧ヲ誠ムトモ是ヲイタラシ ムヘキニ何ソノ有来所ノ佛僧ヲイマシムル事、 國主ノ無慈悲却テ嘲ノモノトモ可成</p>	<p>【大名性格の項】 光政文武両道共ニ專トス、或神道ヲ學、或 詩歌ヲ詠ス、仕置ヨシ、民ヲ憐テ一子ノコト シ、諸事多ク退轉ヲ用ル、近年道徳ヲ クシテ又學シテ佛僧ヲ曾不用カレカ故ニ佛僧ヲ 國ヲ誠ム</p> <p>【愚評】 評曰、凡文武両道ヲ學ハ是國都ノ主將トシ テハ是非可有、今光政ハ道徳ヲヨク學テ、 テハ八國民匹夫ノヤカクハトヘトモ其道ヲ學ル ハ扶持ヲ憐テ加ヘテ近士トモ成シテシテ ハ、國家ニ文學ヲ專トナス事甚サレハ、主將 ハ己學則家民學ト云也、上ノ好シヌルヲ下 コノム、然ハ上ニ居テ愚ナスハキソハ下 以テカクノコトシ、是以同クテ人ハヨリサト 善行ヲナシタラハ、最モヨクシキカチヤ、サ レトモ猶有、如何佛僧ヲ惡シテ國ヲサラシム ヤ、古ヘヨリノ法ヲ立ル口有、天地人ノ三ノ 別ヲナス人ノ何ノタラケナリトモ其國ニシテ ン事ヲハキキ、外トモ益ナカラシム、身ヲ ンソノモノヲ憐、匹夫ノヤカラナリトモ徳正 近ルハ然ナリ、而佛今光政一人兼スル事大 ニ成非ナリ、一國ニ法ヲ立ルハ國ヲハベコル、 國ノ法ハ天下ニヨホス、天下ノ政ハ國都ニ ミシル、テソノ一國ノ法ヲ立ルハ天下ノ政事ヲ スクニナスヲ公ノ政ト云ナリ、私ノ政ハ善ナ ル則ハ天下ノ政ノタスケンモ可成、益アラ シテサル法以テ國ノ政トシタラウ智者ノ愚者カ、 却テ天下ノ政ヲアサムコト似リ、仁心ノ徳トハ 云カクシ、實徳ト云ハ、外トモ天下ノ政事ニ非 アラズニ是ヲナケキカチナシムヘシ、然則ハ我 國郡ノ政事ハ以テ情憐、家民ノナツヘシ、然 テ天下ノ政事ニ佛僧ヲ誠ムトモ是ヲイタラシ ムヘキニ何ソノ有来所ノ佛僧ヲイマシムル事、 國主ノ無慈悲却テ嘲ノモノトモ可成</p>	<p>【大名性格の項】 光政文武両道共ニ專トス、或神道ヲ學、或 詩歌ヲ詠ス、仕置ヨシ、民ヲ憐テ一子ノコト シ、諸事多ク退轉ヲ用ル、近年道徳ヲ クシテ又學シテ佛僧ヲ曾不用カレカ故ニ佛僧ヲ 國ヲ誠ム</p> <p>【愚評】 評曰、凡文武両道ヲ學ハ是國都ノ主將トシ テハ是非可有、今光政ハ道徳ヲヨク學テ、 テハ八國民匹夫ノヤカクハトヘトモ其道ヲ學ル ハ扶持ヲ憐テ加ヘテ近士トモ成シテシテ ハ、國家ニ文學ヲ專トナス事甚サレハ、主將 ハ己學則家民學ト云也、上ノ好シヌルヲ下 コノム、然ハ上ニ居テ愚ナスハキソハ下 以テカクノコトシ、是以同クテ人ハヨリサト 善行ヲナシタラハ、最モヨクシキカチヤ、サ レトモ猶有、如何佛僧ヲ惡シテ國ヲサラシム ヤ、古ヘヨリノ法ヲ立ル口有、天地人ノ三ノ 別ヲナス人ノ何ノタラケナリトモ其國ニシテ ン事ヲハキキ、外トモ益ナカラシム、身ヲ ンソノモノヲ憐、匹夫ノヤカラナリトモ徳正 近ルハ然ナリ、而佛今光政一人兼スル事大 ニ成非ナリ、一國ニ法ヲ立ルハ國ヲハベコル、 國ノ法ハ天下ニヨホス、天下ノ政ハ國都ニ ミシル、テソノ一國ノ法ヲ立ルハ天下ノ政事ヲ スクニナスヲ公ノ政ト云ナリ、私ノ政ハ善ナ ル則ハ天下ノ政ノタスケンモ可成、益アラ シテサル法以テ國ノ政トシタラウ智者ノ愚者カ、 却テ天下ノ政ヲアサムコト似リ、仁心ノ徳トハ 云カクシ、實徳ト云ハ、外トモ天下ノ政事ニ非 アラズニ是ヲナケキカチナシムヘシ、然則ハ我 國郡ノ政事ハ以テ情憐、家民ノナツヘシ、然 テ天下ノ政事ニ佛僧ヲ誠ムトモ是ヲイタラシ ムヘキニ何ソノ有来所ノ佛僧ヲイマシムル事、 國主ノ無慈悲却テ嘲ノモノトモ可成</p>	<p>【大名性格の項】 光政文武両道共ニ專トス、或神道ヲ學、或 詩歌ヲ詠ス、仕置ヨシ、民ヲ憐テ一子ノコト シ、諸事多ク退轉ヲ用ル、近年道徳ヲ クシテ又學シテ佛僧ヲ曾不用カレカ故ニ佛僧ヲ 國ヲ誠ム</p> <p>【愚評】 評曰、凡文武両道ヲ學ハ是國都ノ主將トシ テハ是非可有、今光政ハ道徳ヲヨク學テ、 テハ八國民匹夫ノヤカクハトヘトモ其道ヲ學ル ハ扶持ヲ憐テ加ヘテ近士トモ成シテシテ ハ、國家ニ文學ヲ專トナス事甚サレハ、主將 ハ己學則家民學ト云也、上ノ好シヌルヲ下 コノム、然ハ上ニ居テ愚ナスハキソハ下 以テカクノコトシ、是以同クテ人ハヨリサト 善行ヲナシタラハ、最モヨクシキカチヤ、サ レトモ猶有、如何佛僧ヲ惡シテ國ヲサラシム ヤ、古ヘヨリノ法ヲ立ル口有、天地人ノ三ノ 別ヲナス人ノ何ノタラケナリトモ其國ニシテ ン事ヲハキキ、外トモ益ナカラシム、身ヲ ンソノモノヲ憐、匹夫ノヤカラナリトモ徳正 近ルハ然ナリ、而佛今光政一人兼スル事大 ニ成非ナリ、一國ニ法ヲ立ルハ國ヲハベコル、 國ノ法ハ天下ニヨホス、天下ノ政ハ國都ニ ミシル、テソノ一國ノ法ヲ立ルハ天下ノ政事ヲ スクニナスヲ公ノ政ト云ナリ、私ノ政ハ善ナ ル則ハ天下ノ政ノタスケンモ可成、益アラ シテサル法以テ國ノ政トシタラウ智者ノ愚者カ、 却テ天下ノ政ヲアサムコト似リ、仁心ノ徳トハ 云カクシ、實徳ト云ハ、外トモ天下ノ政事ニ非 アラズニ是ヲナケキカチナシムヘシ、然則ハ我 國郡ノ政事ハ以テ情憐、家民ノナツヘシ、然 テ天下ノ政事ニ佛僧ヲ誠ムトモ是ヲイタラシ ムヘキニ何ソノ有来所ノ佛僧ヲイマシムル事、 國主ノ無慈悲却テ嘲ノモノトモ可成</p>
<p>2 同姓相親光國 3 本多越前守</p>	<p>【大名性格の項】 光國文武ヲ專ニ智仁勇三徳ヲ兼、慈悲ヲカク 威寛ヲト世ニホラレアリ、然トモ美女ヲ愛、又 佛者ヲ大ニニ誠リ</p> <p>【愚評】 愚評曰(中略)佛者ノ事ハ後ニ記シ置タリ、考 ヘ長給ヘ</p>	<p>【大名性格の項】 利長、勇氣有テ智アリ、文ヲ能學故諸事 行發明、近年仏僧ヲ誠ト云云</p> <p>【愚評】 愚評曰、凡主將ノ行ニ最可也、天下國 家ヲ治ルニハ智明ナラスハハ故事スナラ</p>	<p>【大名性格の項】 利長、文道ヲ學ヒ、武法ヲ嗜ミ、勇智有テ 所行發明也、近年佛僧ヲイマシムルト云 々</p> <p>【愚評】 愚評曰、文武ヲ學ヒ、武ヲ嗜ミ、智勇有テ</p>	

<p>原 則</p>	<p>ノ三ツ兼備ル人世ニマレナルヘシ、然リ和長學ヲ好シテ其智明ナリ、サレトモ仁心欠テ有、其ノハハハ佛僧ヲ誠事何ノ益カアルヘシ、佛僧何モノリミテ其國ノ内ニ有、國主ヲタシテ子ヲモノリレハ其下ヲ誠則、他ニ至テ其居宅又何之所三有、外トヘハ他ヨリ来テ其下ニ止テ安アルハ主ノ仁心ヨリヨコルモノナリ</p>	<p>二不可有、勇無ハ國家無為ナル事不可有、仁義ヲ以テ國家ヲ政、勇ヲ以テ乱ヲシツ、禮ヲ以テ人ヲ敬ス、此道欠テハ國家難治、然ルニ誤テ佛僧ヲ誠ルトニヤ大ニ三可禁、一家ヲ治ル者其國主ノ政ヲ以テ行、國ヲ治ル主將ハ天下之制法ヲ以テ、案アルニ利長ノ力ヲ以テ他ヲ妨ク、力カ智明則、人ヲ勵ルニ似タリ、如何ノ此道理ヲ不知ハ過也</p>	<p>行ヒ發明ナル實、主將ノ道ニ叶フ、最モ可也、凡國郡ヲ治ムルニ智明ヲカチテラヌハ政道ヌナクナルマシ、勇氣チクシテハ武備全カラシ、信義ヲ以テ國家ヲ治メ、禮ヲ以テ人ヲ敬シ、智勇ヲ以テ乱ヲシツメ、信實ヲ以テ憂ヲ解ス、是定ルル法也、但シ佛僧ヲ疎シテラレハ如何、家ヲ保ツ者ハ其國ノ政ヲ以テシ、國ヲ治ムル人ハ天下ノ制法ヲ以テ行實也、案アルニ、利長自己ノ理発ニ勝テ他ヲ妨ク、且ハ余ヲアサケルニモ当ル、此道理ヲキテハ偏氣チカラシメサルヤウニ心得有ヘキ實ナリ</p>
<p>4 永井信濃守大江尚長</p>			<p>【大名性格の項】 尚長、文武両道ヲ學ヒ、行跡嚴然トシテ古風也、忠勤ヲ旨トシ、世上ノ出合ヲ專ラトス、美艷ヲ愛ストイハトモ不喜、嘗シ有將也、但シ少偏氣ノ意地有致</p> <p>【愚評】 愚評謹曰、此將未耳從テ年齡ニアラス、然ルニ文武ヲ學ヒ、其道理ヲ明カニセント欲セラルハ、實、最モ主將ノ嗜ミ君子ノ法ニ叶ヘリ、文相ヘノ追孝ト云フヘシ、德行大ニナル哉、シカモ行跡ヲヨシカニ古風ヲ旨トシ、忠勤ヲ不怠、世間ノ出合シテキ業ハ是忠義ノ余リ成ヘシ、後年普シノ將タラシ、少偏氣アルカト書ス、何ヲ以テカクハ云フヤ、案アルニ、此將儒教ニマカセ異端之道トシ佛法ヲ嫉スル氣味有ト聞ク、我ノ不學愚昧ノ實例アレハ差別モ不知、最其道理モアルヘケレト、佛法ハ敬明天皇御宇ヨリ以來世々相傳ハリ、上一人ヨリ下万人ニイカリ專ラ親門ニ依テ、古昔明主良將ナトシ此法ヲ成就シ悟道發明シテ國家ヲ治メラレシ例多シ、所謂聖人不疑滯物而能與世推ヨルト、言葉ハ漁父力屈原ヲ戒ダシト社盟ケルヘカラス、近ク俗説ヲ以テ云フニ他ヲ求ムヘカラス、先文道ノ根元ハ孝行ヲ以テ本意トアルト見ヘタリ、悪行ハ各別文相ノ命ニ悖ヒ展ル莫ク不孝也トイフシムルトカヤヤ傳聞ク故、右近尚勝ハ光靈寺三田・永井寺古河、祖父信齊ハ高勝寺宇治是ヲ建立シテ開基ト成テ佛法ヲ尊敬セラルハ、是ヲ疎シテハ先祖ヲ誅ルニモアタリ、且ハ墓所參詣廻向ノ勤メヲ怠リテラロリカチラシ、然レハ位牌ハ檀下ニ倒シ石塔ハ荆棘ニ埋ミテ、是不孝トヤ云フ、不義トヤセシ、サアルニ付テハ道ヲ學フトハ如何云ヘキ、当來ノ道理ヲ述ル所也、サレトモ此將今アズハ能參詣供養疎懈ナラヌト見ユ、若シ佛法ヲ破セラルハ用捨アルヘキ實也、只主將ノ專ラ心懸ラルヘキハ眞實ノ道理ヲ明メ、心ヲ正シ、身ヲ治メ、國家安泰ナルヤウニ政道アルヘシ、就中、前ノ領主京極高國不義ノ罪ニ依テ今口所ノ懸ニ沉居セラル、覆</p>

<p>3] 松平信前守 源隆綱 [大名性格の項] 隆綱、生得発明ニシテ武勇ヲ好、佛道ヲ信 仰シ、憐愍有</p>	<p>[大名性格の項] 隆綱、生得発明ナリ、武勇ヲコノム、佛道ヲ尊 仰シ、憐愍有</p>	<p>[大名性格の項] 隆綱、生得発明ニシテ武勇ヲ好、佛道ヲ 信仰シ、憐愍有</p>	<p>[大名性格の項] 隆綱、生得発明ニシテ武勇ヲ好ム、佛道 ヲ信仰シ、憐愍有</p>	<p>[大名性格の項] 隆綱、文道武法ヲ學ビ生得発明ニシテ行 跡善也、不善、法義ヲ守リ家民ヲ憐シ アルヲ得也、<u>仏道ヲ信仰ス</u>ト云々 [愚評] 愚評義曰、文武ヲ學ビ行跡正シテ法義ヲ 守リ家民ノ哀憐アル衷誠ニ曾レノ得ナリ、 又仏道ヲ仰セラルベ可也、何レ道モ一 ヲ行シテ万善ニシテアル、然レハ心身ヲ感 シ、善行ニ勤テ道理ニ適アルトキシハ万 法ニ一致シテ軍ニ差別アルベカラズ、此ノ人 世ニホラレ多キ將也</p>
<p>1] 4] 松平石京大夫ノ源頼重 [大名性格の項] 頼重、文武両道トモニ學ビ、佛神ヲ敬(後略) [愚評] x</p>	<p>巻第二 松平石京大夫源頼重 [大名性格の項] 頼重、文武ヲ學、神佛敬(後略) [愚評] x</p>	<p>巻第二 松平讚岐守源頼重 [大名性格の項] 頼重、文武両道共ニ學ビ、<u>仏神ヲ敬</u>(後 略) [愚評] 愚評義曰、凡將タル人ノ可嗜事一ツトシテ 欠ル事ナシ、判神道唱歌ヲ志シ、僧侶ヲ 敬シ、其外自ラノ行ニ違事聊チナシ(後略)</p>	<p>巻第二 松平石京大夫源頼重 [大名性格の項] 頼重、文武両道共ニ學、<u>神佛ヲ敬</u>(後 略) [愚評] 愚評義曰、凡將タル人ノ可嗜事一ツトシ テ欠ル事ナシ、判神道唱歌ヲ志シ、僧侶 ヲ敬シ、其外自ラノ行ニ違事聊チナシ(後 略)</p>	<p>巻第十八 本多飛騨守藤原重照 [大名性格の項] 重照、文武両道トモニサノミ不學、<u>仏道ヲ</u> 好、僧侶ヲ寵愛ス(後略) [愚評] 愚評義曰、文武ノ道ヲ不學、<u>仏道計ヲ好</u> ム事不覺トスヘカラス、文ハ聖賢ノ正教、武 ハ軍理ノ法ナレバハ武將トシテ此道ニ疎キト キンハ大ニ非義ナリ、サレトモ仏道ヲ學ハ ルハ善惡トモニ非ス、古昔名將智士輩 ヲ弘理ヲ闡テ身ヲ正シ、心ヲ明クシ例有、 サレバ愛ニ備道ヨリハ仏法ヲ詳リ、<u>仏道ヨ</u> リ又備道ヲ嘲リ争フコト今不絶、備ニ備 學ヒ仏教ニ泥ミ互ニ其與儀ヲ不知シテハ サレトモ有又ヘシ、<u>仏道ヨリハ儒ハ世ノ邪正</u> 也、現世安樂ヲ求メ實莫ク道理ヲシラス、 名利ニ走テ迷ヒ心也ト諱ル、又儒者ヨリ ハ遊民トナル、是費ノ人ナレバ五常ニハ シルニ至ルハ善心ナリ、善心ニ於テハ二善 道ニ進シテ人ヲ救ハ善也、惡行ヲ以テ人ヲ 不至シテハ邪正ノ差別ハ知ヘカラス、今 重照ヲ評スル所ハ家業ヲリ捨テ外ノ道ヲ 學フ身品ヲ越テリ、然レトモ臣奸邪曲ノ意地 ナリ、身ヲ治メ能家民ヲ撫育アレバコノ國 家無キナリ、是仏法ノ真業ヲ闡アレキヲメ レシ故ニヤ、<u>誓レモチヲ諱リ</u>モチキハ中道</p>
<p>1] 5] 本多飛騨守藤原玄明ノ重照 [大名性格の項] 玄明、文武両道トモニサノミ不學、<u>仏道ニ</u> 入テ僧侶ヲ寵愛ス(後略) [愚評] x</p>	<p>巻第十一 本多飛騨守藤原玄明 [大名性格の項] 玄明、文武両道トモニサノミ不學、<u>仏道ニ</u> 入テ僧侶ヲ寵愛ス(後略) [愚評] 愚評義曰、文武ノ道ヲ不學、<u>仏道計ヲコノム</u> 事不覺ナリ、誠ニ聖賢ノ正教、武ハ軍理ノ 法ヲ知道ナリ、武門ニ生シテ第一ノ才ナリ ナリ、而道ヲカツテ不知ハ大ニ非ナリ、サレ共 道ヲ學フ非ト云ニハ非ス、名將ヲ尊テ佛道ヲ 用ヒテラハタダシクアリ、多田滿仲ハ一日ノ内 一萬返ノ念仏ヲ唱誦シ給トナリ、亦コトニ備 道者ハ仏道ヲ諱リ、又仏道ヨリハ儒道ヲ嘲争 事今ニタヘス、一向儒ニ心カケル儒道ヲ與義不 知シテハ理トモ有ヘシ、沙門ハ家ヲ去、孝徳 ニ背キ子孫ヲ絶シテ世界ノ遊民ト成、是費ノ人 ナレバ五常ヲ背クヲ以テ非トス、是目 前ニ至ルハ善心ナリ、善心ニ於テハ二善 道ニ進シテ人ヲ救ハ善也、惡行ヲ以テ人ヲ 不至シテハ邪正ノ差別ハ知ヘカラス、今 重照ヲ評スル所ハ家業ヲリ捨テ外ノ道ヲ 學フ身品ヲ越テリ、然レトモ臣奸邪曲ノ意地 ナリ、身ヲ治メ能家民ヲ撫育アレバコノ國 家無キナリ、是仏法ノ真業ヲ闡アレキヲメ レシ故ニヤ、<u>誓レモチヲ諱リ</u>モチキハ中道</p>	<p>巻第十一 本多飛騨守藤原玄照 [大名性格の項] 玄照、文武両道トモニサノミ不學、<u>仏道ヲ</u> 好ミ僧侶ヲ寵愛ス(後略) [愚評] 愚評義曰、文武ノ道ヲ不學、<u>佛道計ヲコノ</u> ム事不覺也、文ハ聖賢ノ正教、武ハ軍理 ノ法ヲ知道ナリ、武門之家ニ生シテ第一 ノ才ナリ、而道ヲ曾テ不知ハ大ニ非也、サ レトモ佛道ヲ學フ非ト云ニハ非ス、名將 ヲ尊テ用ラルベタダシク多シ、多田 滿仲ハ一日ノ内ニ念仏一萬反唱誦シ給ト ナリ、又愛ニ備道者ハ仏道ヲ諱リ、又仏道 ヲ嘲リハ儒道ヲ嘲テ争フ事今ニタヘス、備 道ニ心カケル佛道ノ與義ヲ不知シテハ理 トモ有ヘシ、沙門ハ家ヲ去リ孝徳ニ背キ 子孫ヲ絶シテ世界ノ遊民ト成、是費ノ人 ナレバ五常ヲ背クヲ以テ非トス、是目 前ニ至ルハ善心ナリ、善心ニ於テハ二善 道ニ進シテ人ヲ救ハ善也、惡行ヲ以テ人ヲ 不至シテハ邪正ノ差別ハ知ヘカラス、今 重照ヲ評スル所ハ家業ヲリ捨テ外ノ道ヲ 學フ身品ヲ越テリ、然レトモ臣奸邪曲ノ意地 ナリ、身ヲ治メ能家民ヲ撫育アレバコノ國 家無キナリ、是仏法ノ真業ヲ闡アレキヲメ レシ故ニヤ、<u>誓レモチヲ諱リ</u>モチキハ中道</p>	<p>巻第十一 本多飛騨守藤原玄照 [大名性格の項] 玄照、文武両道共ニサノミ不學、<u>佛道ニ</u> 入テ僧侶ヲ寵愛ス(後略) [愚評] 愚評義曰、文武ノ道ヲ不學、<u>佛道計ヲ</u> 好ム事不覺也、聖賢ノ正教、武ハ軍 理ノ法ヲ知道也、武門ニ生シテ第一 ノ才也、而道ヲ曾テ不知ハ大ニ非也、サ レトモ佛道ヲ學フ非ト云ニハ非ス、名將 ヲ尊テ用ラルベタダシク多シ、多田 滿仲ハ一日之内ニ壹万返之念仏ヲ唱誦シ給ト ナリ、亦コトニ備道者ハ佛道ヲ諱リ、又佛 道ヨリハ儒道ヲ嘲争事今ニタヘス、一 向儒ニ心カケル佛道ノ與義ヲ不知シテハ 理トモ有ヘシ、沙門ハ家ヲ去リ孝徳ニ背キ 子孫ヲ絶シテ世界ノ遊民ト成、是費ノ人 ナレバ五常ヲ背クヲ以テ非トス、是目 前ニ至ルハ善心ナリ、善心ニ於テハ二善 道ニ進シテ人ヲ救ハ善也、惡行ヲ以テ人ヲ 不至シテハ邪正ノ差別ハ知ヘカラス、今 重照ヲ評スル所ハ家業ヲリ捨テ外ノ道ヲ 學フ身品ヲ越テリ、然レトモ臣奸邪曲ノ意地 ナリ、身ヲ治メ能家民ヲ撫育アレバコノ國 家無キナリ、是仏法ノ真業ヲ闡アレキヲメ レシ故ニヤ、<u>誓レモチヲ諱リ</u>モチキハ中道</p>	

	<p>二至ル、中ハ物ノカタヨサレ所ナレハ偏 氣ヲ去テ順路ヲ旨トセラルヘカ(後略)</p>	<p>卷卅五 青木甲斐守丹治重正 [大名性格の項] 重正、武道ヲ好ミ馬ヲスク、行跡又ナラナ リ、父重兼隠元派ノ禪法ヲ好ミ一向寺院ニ 等シク、今隠室ヲ隨隠寺之内ニシツラニ、 朝夕法味ヲ羨スル外余穢ナシト云々</p>	<p>卷第十八 青木甲斐守丹治重兼 [大名性格の項] 重兼、文武ヲ學ヒ、佛法禪學ヲ好事甚 シ、行跡威有テ不侈、悠ニシテ深黙アリ</p>	<p>卷第十八 青木甲斐守丹治重兼 [大名性格の項] 重兼、文武ヲ學ヒ、佛法禪學ヲ好事甚 シテ深黙有、就中禪法ニ音依シテ悟道ヲ 志入、家室一向寺院二等シト云リ</p>
<p>16 青木甲斐守丹治重兼、青木甲斐守丹治重正 17 山口但馬守、修理亮多々良弘隆</p>	<p>卷第十八 青木甲斐守丹治重兼 [大名性格の項] 重兼、文武ヲ學、禪宗ヲ尊敬、寛クト威有、 不侈深黙有、仕置等ヨシ</p>	<p>卷第十八 山口但馬守多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛博ナリ、文武トモニサナミ学 ニアラス、近年禪法ヲマナヒ僧侶ヲ尊仰ス</p>	<p>卷第十八 山口但馬守多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛博ナリ、文武トモニサナミ学 ニアラス、近年禪法ヲマナヒ僧侶ヲ尊仰ス</p>	<p>卷卅五 山口修理亮多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛然トシテ少々武法ヲ學ヒ馬ヲ 又久、近年禪法ニ皈依シ、僧侶ヲ尊仰ス 雖ユ、家民之仕置然シク家民トモニ不穩ト 也、然レハ生得寛然トハ云難シ、不審</p>
<p>18 毛利日向守大江就隆</p>	<p>卷第十八 山口但馬守多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛博ナリ、文武トモニサナミ学 ニアラス、近年禪法ヲマナヒ僧侶ヲ尊仰ス</p>	<p>卷第十八 山口但馬守多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛博ナリ、文武トモニサナミ学 ニアラス、近年禪法ヲマナヒ僧侶ヲ尊仰ス</p>	<p>卷第十八 山口但馬守多々良弘隆 [大名性格の項] 弘隆、生得寛博ナリ、文武トモニサナミ学 ニアラス、近年禪法ヲマナヒ僧侶ヲ尊仰ス</p>	<p>卷廿三 [大名性格の項] 就隆、生得愚昧ニシテ善惡之差別ナシ、 然レトモ佞行邪曲ナク行跡豊カナリ、病者 故世間ノ勤メヲ怠タル、殊外物忌ヲナシ朝 暮折禱念願ノミ他更ナキ跡ナリ、或ハ奥 室ニ居シ、夜遊ヲ好メリ(後略) 【學評】 愚評就隆曰、情考計ルニ心意柔和ニシテ物 毎穩順ナル人ヲハ外見愚拙ニ見ヘ又意 地剛強ニシテ更々利明ナルヲ賢才理樂ト 唱フ、今此將生得淳直ナリトイヘトモ文武 ヲ不學、一片只我意ノ氣像タル故、敢而 外ヲ不繼、寛然ト行跡豊カナルニ依テ愚 昧也ト云フカ、サレトモ本心正直ナレハ依</p>

<p>1 9 種葉集邊守邊智正則</p>	<p>善第七 [大名性格の項] 正則、文武神道ヲ學ビ才智アリ(後略) [愚評]</p>	<p>善第七 [大名性格の項] 正則、文武神道ヲ學ビ才智有(後略) [愚評]</p>	<p>善第七 [大名性格の項] 正則、文武神道ヲ學ビ才智アリ(後略) [愚評]</p>	<p>好那曲ナラヌ最也、自身ノ行ヒ聊カ悪儀ヲ現セサルモノカ、又内室ニ居シテ夜遊ヲ好シ、世ヲ不勤ニセラル、又妻病者タル故是非ナシ、或ハ物忌ヲシテ折念等ヲ專ラニシテ他妻チキハ如何ナル故カ、古住良得勇士仏神ヲ崇敬セシ類先例チキニハアラヌ、ソルトハ妻カワリ平常ノ行重ニ用ヒラルハ、妻、乘スルニ就隆老後ニ及ラズチ長子チクニ適出生ヌトイハモトナク早世ノ議ヲ他ニ教キ、且ハ女中ノスハメニヨツテ一向神異ノ加護ヲタメタルハ心ヨリモノ忌多シト見ハタリ、畢竟佞曲貪リチク行跡不義チキニヨリテハホアレアル人タルヘシ</p>
<p>2 0 内膳辨ノ膳原出興</p>	<p>善第八 [愚評]</p>	<p>善第八 [愚評]</p>	<p>善第八 [愚評]</p>	<p>善第九 [大名性格の項] 正則、文武神道ヲ學ビ殊ニ近來臆元ノ禪法ニ帰依又(後略) [愚評]</p>
<p>2 1 井上河内守邊正則</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利、文武ヲ專ニ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今之諸侍ノ中ニハアレナリ、井口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、是ニヨツテ寺社奉行職ヲ補、其威ハ不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルニタラス、<u>佛僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利文武ヲ專ラニシテ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今之諸侍ノ中ニハアラフシ、井口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、依之寺社奉行職ヲ補成、不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルハ、<u>仏僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利、文武ヲ專ニ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今ノ諸侍ニハアラフシ、辨口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、是ニ依テ寺社奉行職ヲ補、其威ハ不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルハニタラス、<u>佛僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第二十 [大名性格の項] 長頼、文武ヲ學ビ道ヲ行フ、生得慈然トシテ和育、<u>寺社奉行ヲ司リ其説ヲ聽要實柔</u></p>
<p>2 2 小笠</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利、文武ヲ專ニ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今之諸侍ノ中ニハアレナリ、井口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、是ニヨツテ寺社奉行職ヲ補、其威ハ不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルニタラス、<u>佛僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利文武ヲ專ラニシテ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今之諸侍ノ中ニハアラフシ、井口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、依之寺社奉行職ヲ補成、不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルハ、<u>仏僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第十 [大名性格の項] 正利、文武ヲ專ニ義理ヲ正シ不貪、生利厚學、今ノ諸侍ニハアラフシ、辨口才徳ニハ唐ノ學者モ可退、是ニ依テ寺社奉行職ヲ補、其威ハ不輕、智者ハ不進、愚者ハソノルハニタラス、<u>佛僧等頭ヲアケテス</u> [愚評]</p>	<p>善第二十 [大名性格の項] 長頼、文武ヲ學ビ道ヲ行フ、生得慈然トシテ和育、<u>寺社奉行ヲ司リ其説ヲ聽要實柔</u></p>

			<p>ヲ旨トシ、礼路ヲ以テ執抑ヒ、聊カ非法之 <small>「愚評」</small> <small>「愚評」</small> 愚評曰、此將文武ヲ學ニ道ヲ行フ實、生 實直ナル故自ラ行ヒ不違ト見ヘタリ、今寺 社之執職ニ任セラシ其訟ヲ聽ルハ事々寬 柔ヲ衷トナシ、礼法ヲ尊ラトセラルハヤ、凡 ソ沙汰ノ差別サマクアリトイハレトコノ彼ヲ 可ルハ取分懼ミナクテハ叶フヘカラス、俗 家トハ違ヒ如何ナルホコヲノ神人、或貧寺 ノ住僧タリモ心智ハカリ知難シ、ミタリニ優 シ侮リ眞眞偏頗ノサヲキラハ心意ニ忿リ 理屈ニ勝テ荒口過言ヲナストキソハ奉行 ノ權威輕シ、然レハ君ノ位義ヲキニ似タ リ、且ハ佛神ヲ蔑如スルニモアタリ不忠敬 之汚名ヲ呼ビ、外ヘ不義奸曲ノ賈子等 大刑極書ノ科アリモ禮和ヲ以テ裁罰ヲナ シ、刑ハ無刑ニ期ストナレハ寛宥ヲ旨ト シ、程ヨキ差別ヲクキマヘスソハ叶フヘカ ラス、今長頼、礼路ヲ正シテ柔和ヲ以テ執 行ルハ更可也、礼ハ是天理之節文、人妻 ノ義則チレハ礼義ヲ以テ規矩トシテ道理ヲ 立テ考ヘ計ラハ其曲直顯然タルヘシ、サ レバ此將文武ヲ學ヒ道ヲ行ヒ心性正シキ カ故ニ此篇ニアタラルハ更誠ニ譽レ之得タ リ、慎ミテ役儀ヲシテマラルヘシ</p>
--	--	--	---

※ × は 仏 教 關 連 記 述 な し、— は 記 載 な し